

三芳町地域福祉計画

第2次三芳町地域福祉活動計画

平成28年度～平成32年度



平成28年3月

三芳町・三芳町社会福祉協議会

はじめに



全国各地で少子高齢化という課題が大きな関心事となり、加えて生活困窮や子どもの貧困など新たな課題に対して法整備がなされ、取り組みが強化されてきました。本町においても同様の課題があり、多くの方々のご協力をいただき、これら課題に取り組んでいるところです。

このような中、地域の福祉課題に住民の皆さまと共に取り組むために「三芳町地域福祉計画」を策定いたしました。この計画は社会福祉法第107条に規定される行政計画であり、住民の皆さまにより策定する「第2次三芳町地域福祉活動計画」(三芳町社会福祉協議会が事務局となり作成)と一体化した計画になっています。この計画により「地域福祉の推進」という共通の目的を住民の皆さま、社会福祉協議会、行政が力を合わせて取り組んでいくこととなります。

まちづくりには、「ひと」が不可欠です。これまでも様々な場面で福祉課題に率先して取り組んでいただいた多くの皆さまに感謝申し上げます。平成28年度から始まる三芳町のまちづくりの基本となる「三芳町第5次総合計画」では人がいきいきと輝き暮らせる「まち」をみんなで一緒に創っていくことを目指しています。地域福祉計画もまた「ひと」の力により地域の福祉課題への取り組みを推進する計画です。今後さらなる住民の皆さまのお力添えをいただきながら地域福祉に取り組むことが、まちづくりの基礎となると考えています。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見、ご提言をいただきました三芳町福祉計画策定審議会委員の皆さま、アンケート調査や地域福祉懇談会にご協力いただいた皆さまに心から感謝申し上げます。

平成28年3月

三芳町長 林 伊佐雄

地域福祉計画・第2次地域福祉活動計画策定に寄せて



平成22年度に本会が事務局を担い、平成23年度から平成27年度までの5か年に及ぶ「三芳町地域福祉活動計画」が策定されました。住民が主体となって、地域福祉活動に取り組んでいくためのこの行動計画は、5か年の計画実行過程の中で、お一人暮らしの方々の会食会や福祉新聞の発行による見守り活動を始めとする、それまでなかった住民同士の支え合いの取り組みを生み、小地域福祉活動の推進に大きくつながりました。

また、各プランの具体化のために、各地区で住民による多くの協議の場が持たれ、様々な意見を交換し合いながら、地域福祉の課題解決活動が進められてきました。住民の皆様のご熱意と行動力に改めて敬意を表します。

その計画を引き継ぐ「第2次地域福祉活動計画」は、三芳町が策定する「地域福祉計画」との一体策定を目指し、策定作業に臨みました。

策定過程の中では、福祉ニーズアンケートや地域福祉懇談会が実施され、地域のニーズを集約しながら、策定委員会での活発な協議を踏み、本計画は策定に至っております。

今回、三芳町の「地域福祉計画」と一体策定がなされたことで、今後、地域住民、福祉関係団体・機関、法人事業所、福祉施設等と、町役場、社会福祉協議会が連携を強めながら、同じ方向を見て歯車をかみ合わせ、さらに暮らしやすく楽しい三芳町を作っていくための新たなスタートラインに立ったと感じております。

また、この計画をひとつの道標としながら、三芳町民の皆様が、より三芳町に愛着を持ち、地域福祉に関心を高め、楽しみながら支え合い活動を進めていかれるよう、本会も全力を注いで支援をして参ります。

結びにあたり、計画の策定にお力添えをいただいた、策定委員会委員を始めとする、多くの町民の皆様にご心より感謝を申し上げます。

平成28年3月

社会福祉法人 三芳町社会福祉協議会
会長 篠原 拓平

三芳町の地域福祉の推進に向けて



この度の計画策定にあたり、三芳町福祉計画策定審議会会長、三芳町地域福祉計画策定委員会委員長を務めさせていただきました。多くの皆さまのご協力をいただき、「三芳町地域福祉計画」、「第2次三芳町地域福祉活動計画」が策定されましたことを、まずもって感謝申し上げます。

「自助」、「共助」、「公助」の多くの取り組みに私自身も参加させていただき、様々な方と接する中で、私たちが暮らす町の福祉課題への取り組みの重要性を感じていました。少子高齢化、生活困窮、子どもの貧困など考えれば考えるほど、そして聞けば聞くほど私たち住民としても関心を持ち、取り組みを行うべきと感じていました。

この計画は住民と社協、行政が一体となり町の福祉課題に取り組むことになっています。この計画により私たち住民相互が思いやりの心を持ち、支え合う仕組みづくりができ、ぬくもりのある温かいまちになることを願っております。

平成28年3月

三芳町福祉計画策定審議会会長

三芳町地域福祉計画策定委員会委員長

日下部 辰男

目 次

第1章	この計画について	5
第2章	町・国の概況	7
第3章	実施プラン	11
第4章	計画の進行管理について	38
第5章	資料編	39
1	福祉ニーズ調査の結果（アンケート・地域福祉懇談会）	
2	策定経過	
3	審議会・委員会設置規程	
4	委員名簿	
5	諮問書	
6	答申書	

第1章 この計画について

1 計画の趣旨

地域福祉は、そこに住む人たちが安心して暮らせるよう、住民や社会福祉関係者がお互い協力して、それぞれの地域にある福祉の課題に取り組む考え方です。

この計画は、平成28年度から平成32年度までの5年間で、三芳町の地域福祉の向上と課題解決のための地域住民の支えあい活動（共助の取り組み）と、その取り組みを推進するための町行政及び社会福祉協議会によるサポート、さらには、町役場と社会福祉協議会による、法律等に基づく公的な福祉サービスや福祉活動（公助）を総合的に進めていくための計画です。

2 地域福祉計画と地域福祉活動計画

地域福祉計画

社会福祉法107条に明記され、（1）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、（2）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、（3）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項、を一体的に定める行政の福祉計画です。

町ではこの法律の趣旨を踏まえ、住民の皆様が地域福祉の主体と考え、共助の取り組みに必要な情報提供や事業、団体活動の支援を行います。また共助の取り組みと並行して公的な施策（公助）を展開します。

なお、地域福祉計画に関係する国からの通知により要援護者支援に関する方策や生活困窮者自立支援法に関する方策を地域福祉計画に盛り込むことが位置づけられました。

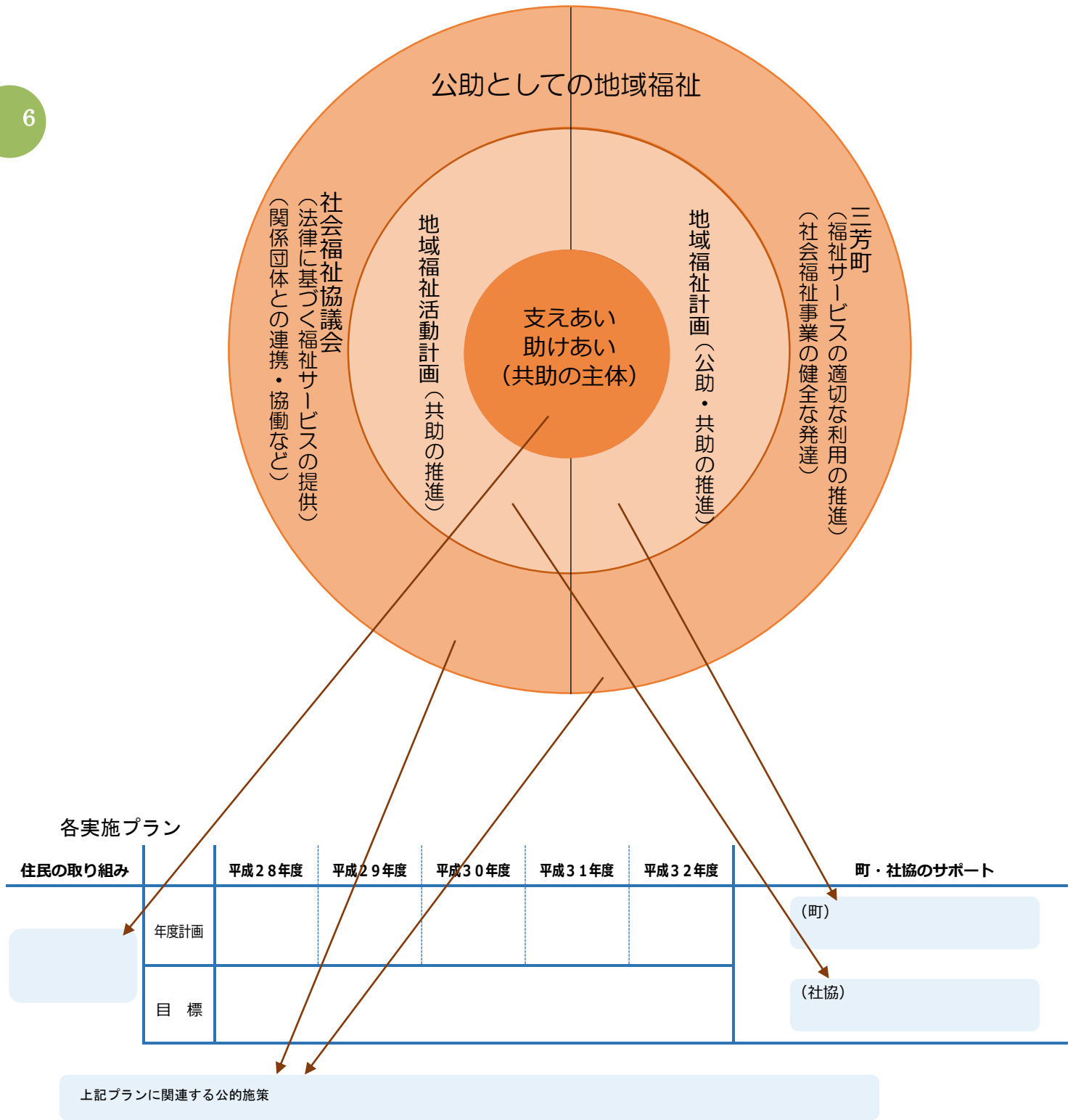
地域福祉活動計画

市町村社会福祉協議会が策定の事務局の担い、地域で暮らす人たちが自分達の生活の困りごと（生活課題）や生活に望むこと（生活の質）に気付き、その解決や達成を目指す取り組みを考え、様々な社会資源の活用や開発を行いながら取り組むことを目的として、体系的かつ年度ごとにまとめられた計画です。

上記2つの計画は、地域福祉の推進という同じ目的を持つため、一体的に策定することでより効果的で実行力のある計画となり、また、地域住民、町役場、社会福祉協議会の役割分担が明確になります。

下記の図は、地域住民による共助の取り組み、町役場と社会福祉協議会によるサポートや公的サービスの関連性、また、12ページ以降の本計画実施プラン掲載ページとの関連（見方）を示しています。

図：三芳町地域福祉計画・三芳町地域福祉活動計画の位置付け



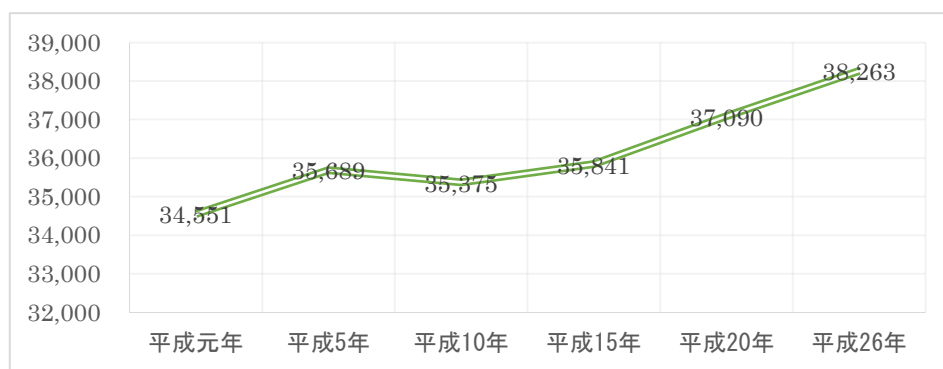
12ページ以降の実施プランページに出てくる用語で、「町」は町行政、「社協」は社会福祉協議会を指します。

第2章 町・国の概況

1 町の総人口年次推移

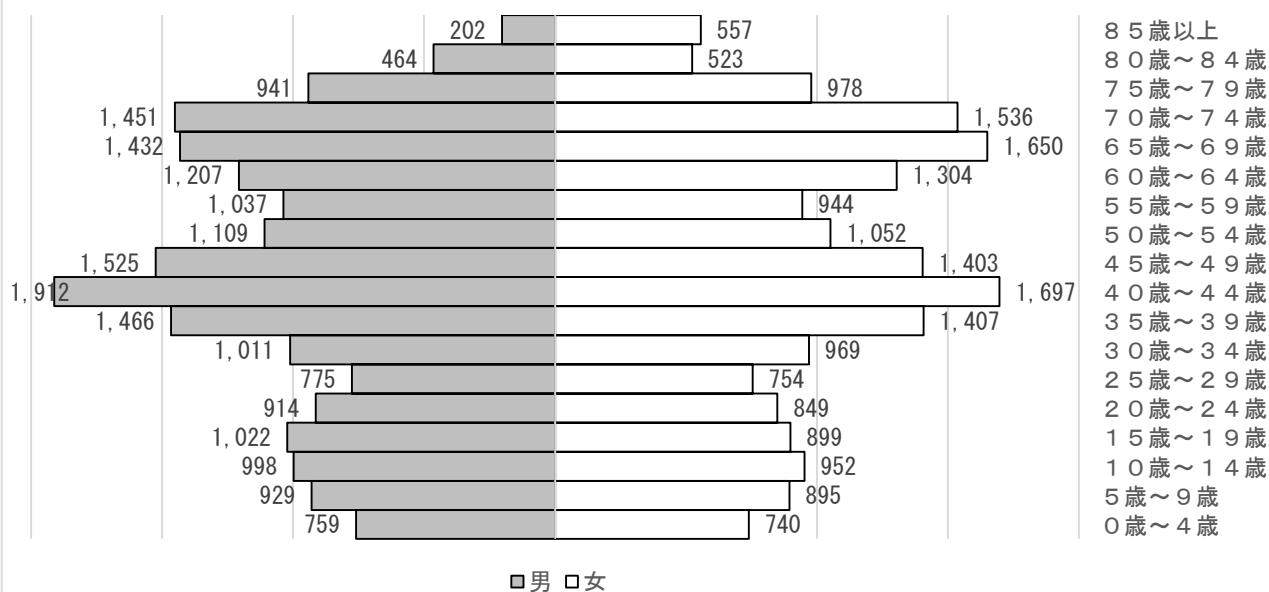
年次	世帯数	男	女	人口総数	人口密度
平成元年	10,755	17,512	17,039	34,551	2,220.5
平成5年	11,650	18,134	17,555	35,689	2,332.6
平成10年	12,299	17,996	17,379	35,375	2,312.1
平成15年	13,252	18,215	17,626	35,841	2,342.5
平成20年	14,401	18,672	18,418	37,090	2,424.2
平成26年	15,631	19,154	19,109	38,263	2,500.8

(資料：住民基本台帳「外国人登録を含む」各年10月1日)



2 人口構成

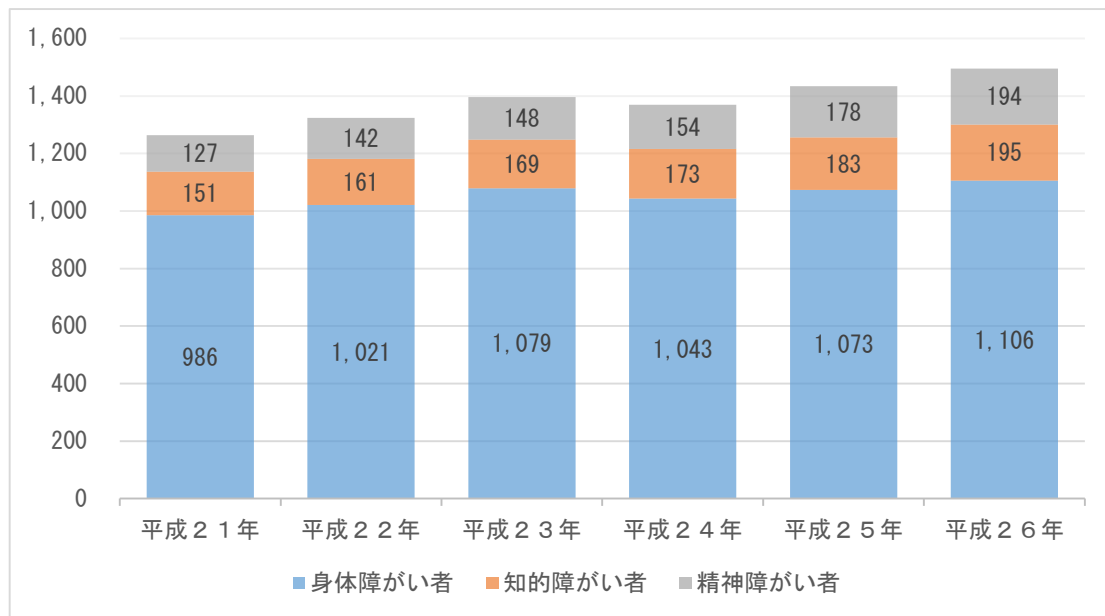
人口ピラミッド (平成26年10月1日)



3 障がい者数の推移

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
身体障がい者	986	1,021	1,079	1,043	1,073	1,106
総人口比	2.64%	2.70%	2.83%	2.74%	2.80%	2.89%
知的障がい者	151	161	169	173	183	195
総人口比	0.40%	0.43%	0.44%	0.45%	0.48%	0.51%
精神障がい者	127	142	148	154	178	194
総人口比	0.34%	0.38%	0.39%	0.40%	0.46%	0.51%
合計	1,264	1,324	1,396	1,370	1,434	1,495
総人口	37,364	37,764	38,180	38,054	38,323	38,263
対総人口比	3.38%	3.51%	3.66%	3.60%	3.74%	3.91%

(資料：三芳町障がい者福祉計画より 各年末日現在、各障がい者数は手帳所持者数、総人口は住民基本台帳人口)



4 相対的貧困率の推移 (全国)

	昭和60年	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年
	%	%	%	%	%	%
相対的貧困率	12.0	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1
子ども(17歳以下)の貧困率	10.9	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3
子どもがいる現役世帯	10.3	13.1	12.5	12.2	14.6	15.1
大人が一人	54.5	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6
大人が二人以上	9.6	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4

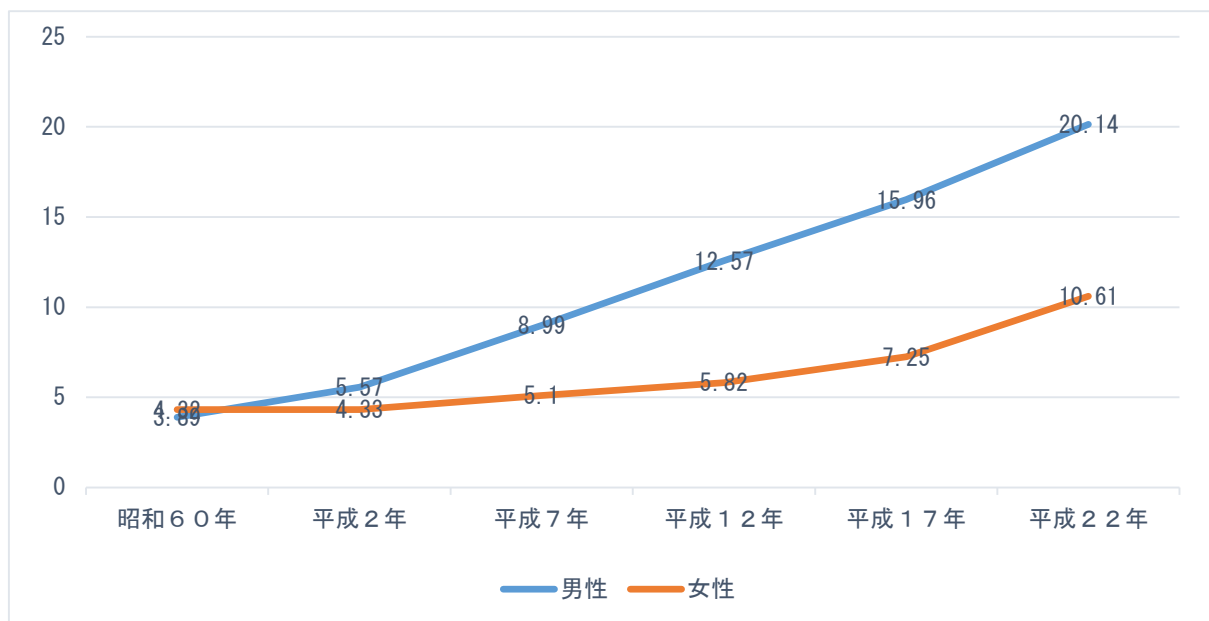
(資料：厚生労働省 国民生活基礎調査より)

※相対的貧困率：等価可処分所得の中央地の半分に満たない世帯員の割合

5 生涯未婚率の推移（全国）

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
男性	3.89	5.57	8.99	12.57	15.96	20.14
女性	4.32	4.33	5.1	5.82	7.25	10.61

（資料：総務省 国勢調査より）



※生涯未婚率：「45～49歳」と「50～54歳」未婚率の平均値から、「50歳時」の未婚率（結婚したことがない人の割合）を算出したもの

第3章 実施プラン

1 孤独にならないまちづくり

実施プラン1 誰もができるちょっとした気配りで孤独にならない町をつくる

実施プラン2 人がつながる町をつくる

実施プラン3 未来を担う子ども達を地域で育てる

実施プラン4 生活困窮世帯を支える

実施プラン5 情報提供と、相談・連絡の仕組みをつくる

2 普段の生活を地域で支えあう

実施プラン6 住民参加で生活支援を取り組む

実施プラン7 ひとりひとりが自分らしく生きる

実施プラン8 交通・外出が便利な町をつくる

3 住民の力を福祉の力に

実施プラン9 誰もが参加できるボランティア活動の活性化を図る

実施プラン10 共同募金運動の活性化を図る

4 福祉を学び思いやりの心を育む

実施プラン11 差別や偏見のない誰もが自分らしく役割を持ち暮らせる町をつくる

5 災害に強いまちづくり

実施プラン12 町全体が連携した防災・減災の取り組みと災害時の対応強化

1 孤独にならないまちづくり

実施プラン1 誰もができるちょっとした気配りで孤独にならない町をつくる（小地域福祉活動※）

単身高齢者等の見守り、サロンの推進に継続的に取り組みます。また、子どもから高齢者まで、あらゆる世代が、身近な地域で楽しく支え合い暮らししていくことが出来るまちづくりに取り組みます。社協は、福祉活動の担い手養成や、住民による地区社協※の設置・運営をサポートし、町は活動支援や活動で把握した課題に共に取り組み地域福祉の推進を図ります。

12

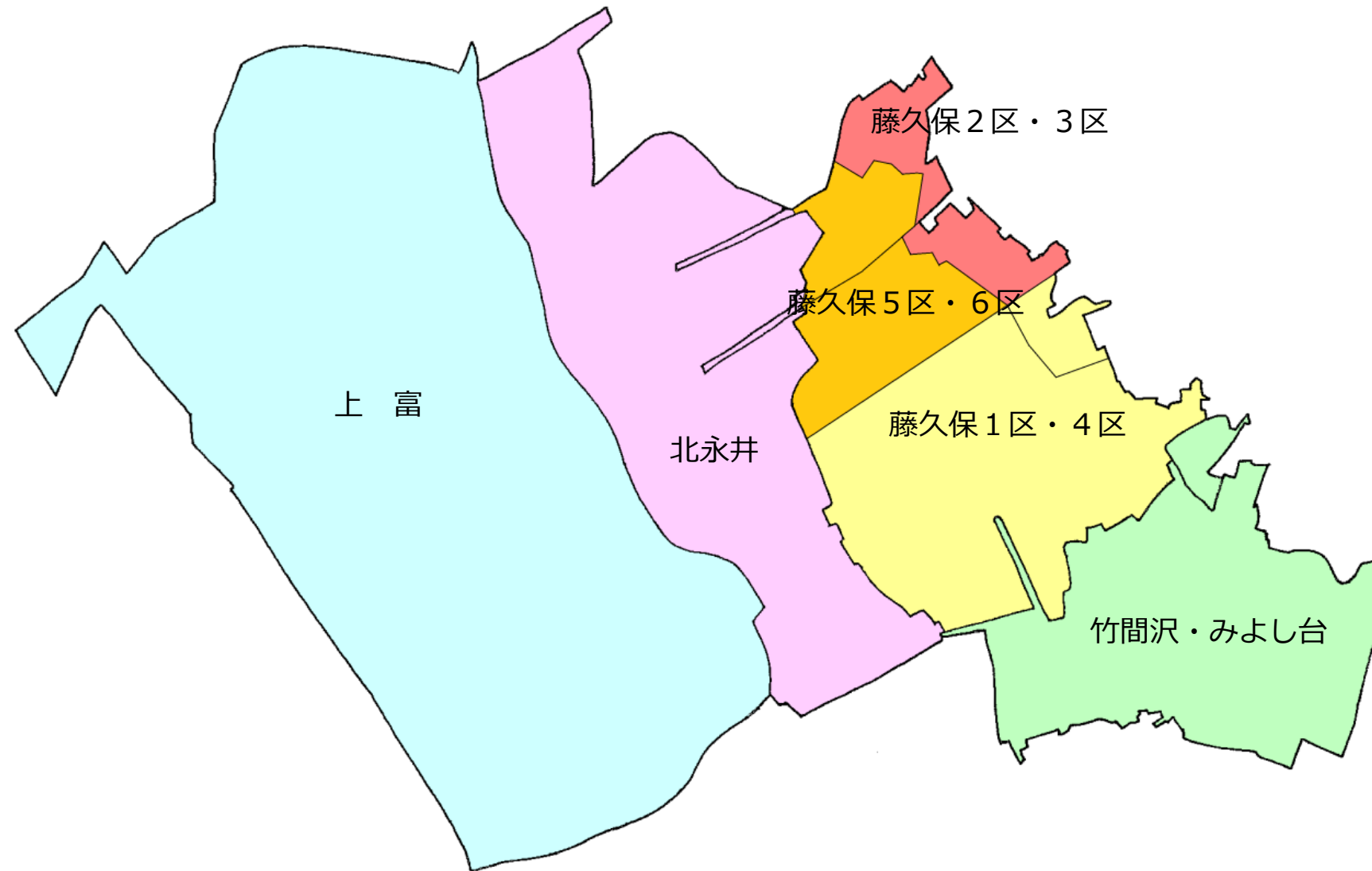
住民の取り組み		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	町・社協のサポート
サロンの実施	年度計画	→					(町) ・サロン活動の周知 ・手話サロンの開催
	目標	・ふれあい・いきいきサロンの増加を目指す ・空き家を活用した居場所づくりを進める					(社協) ・サロンの立ち上げ支援講座の実施・サロン情報交換会
小地域ごとの助け合い	年度計画	→					(町) ・地域福祉活動との連携、周知活動
	目標	・高齢者の孤立防止のため、会食会や福祉新聞の作成・配達を実施していく ・「ちょっと助け隊」の利用を促進していく					(社協) ・小地域福祉活動運営支援・担い手養成
地区社協の設置	年度計画	- - - - - →					(町) ・社協と連携し設置支援
	目標	・全地区での地区社協設置を目指し、話し合いの場を作っていく					(社協) ・地区社協設置のための話し合いの場のサポート
地区社協活動への参加	年度計画	→					(町) ・地区社協活動における課題解決への支援
	目標	・福祉委員・協力員の増員を目指す					(社協) ・地区社協活動運営支援
社協会員※加入の促進	年度計画	→					(町) ・広報媒体等を活用した会員制度の住民への周知
	目標	・社協会員加入世帯数の増加を目指す					(社協) ・会員制度の住民への説明（理解の促進）

13

上記プランに関連する公的施策

町 地域福祉活動に参加する民生委員の事務局、多様な対象者の理解促進のための事業の実施（認知症サポーター養成講座やあいサポーター研修）、活動の中で把握した安否の不安や保護が必要と思われる人への対応を民生委員、警察や消防、民間事業所と共に行います。

「三芳町小地域福祉活動」の6地域の分け方



小地域福祉活動※ 町内を地域ごとに分け、それぞれの地域性に伴う福祉課題の解決活動を行う福祉活動推進の形態

地区社協※ 上記の小地域福活動の推進基盤の形態

社協会員※ 社会福祉協議会の会員のこと

(社協会員制度とは、会費による地域福祉財源の確保と共に、福祉向上のための賛同者・参加者の増加を図り、町内の諸団体や住民が主体的に町の福祉を考えることを目的としています)

実施プラン2 人がつながる町をつくる

様々な理由で社会的に孤立しがちな人、子育て中の母子父子家庭の方等の居場所づくり・交流支援に取り組みます。また、ひきこもり等の課題が社会の中で増加している状況に対し、地域の中で話し合いを始め、孤立しないまちづくりに取り組みます。町では様々な人が地域でつながるための事業を実施し、自助・共助で対応できない専門性の高い相談には各種公的相談で対応します。

住民の取り組み		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	町・社協のサポート
多様な人たちが つながり合う ための検討	年度計画	→					(町) ・こころの健康をテーマに住民相互の交流事業の開催(地域交流事業) ・こころの健康をテーマに住民がつながるこころの健康づくりをすすめる会の事務局
	目標	・誰もが孤立しないで生活できる町をつくる					(社協) ・検討の場づくり
孤立しがちな人の 居場所づくり (社会的孤立者居場所支援 サロン・ 母子父子家庭サロン)	年度計画	→					(町) ・居場所の周知や紹介 ・退職後の孤立予防事業アクティブ・ネストクラブ*
	目標	・社会的に孤立している人が安心して参加できる居場所づくり ・母子・父子家庭の父母が安心して参加できる居場所づくり					(社協) ・居場所づくり事業の促進
ひきこもりの人の 居場所づくり	年度計画	→ (検討)		→ (実施)			(町) ・居場所の周知や紹介 ・こころの病や悩みを持つ人も参加できる住民相互の交流事業の開催(地域交流事業)
	目標	・ひきこもりの人が安心して社会に出られるための居場所づくり					(社協) ・検討の場づくりと取り組みサポート

上記プランに関連する公的施策

町 公的相談事業（精神保健福祉相談、精神科医による相談事業「こころの診療日」、子育てや教育相談、法律相談、暮らしに関する相談等）などにより孤立した人の課題に対応します。

アクティブ・ネストクラブ※ アクティブは退職後の男性を対象としたこころの健康講座（メンタルヘルスや栄養、運動等の講座）で修了者が2か月に1回集まり料理を作りながら地域の男性同士で交流する事業（ネストクラブ）

実施プラン3 未来を担う子ども達を地域で育てる

子ども達の健やかな成長を願い、子どもの居場所づくりに取り組みます。町では公的相談を通して子どもの健やかな成長に課題の解決にあたります。

18

住民の取り組み		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	町・社協のサポート
子どもの居場所づくり	年度計画	→					(町) ・居場所に関する情報提供を広報媒体により周知します
	目標	・子どもが集まれるサロンを小地域ごとに実施していく					(社協) ・居場所づくり事業の促進
不登校児について考える	年度計画				→		(町) ・相談などを通して現状と課題を整理します
	目標	・不登校児に対する取り組みを考え話し合う					(社協) ・不登校児の保護者の情報交換会の実施 ・検討の場づくり
虞犯※・非行※について考える	年度計画					→	(町) ・相談などを通して現状と課題を整理します ・更生保護活動を行う保護司、更生保護女性会の事務局
	目標	・虞犯、非行に対する取り組みを考え話し合う					(社協) ・虞犯、非行に関する調査活動 ・検討の場づくり

19

上記プランに関連する公的施策

町 子どもの居場所づくりの取り組みから把握した課題に対して教育相談室や適応指導教室など公的な相談で対応します。虞犯や非行については保護司や更生保護女性会などと連携し、子どもの健全育成に努めます。

虞犯※ 将来に罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれがあるということ

非行※ 違法行為、あるいは違法ではなくても、習慣的規範に照らして反社会的とみなされる行為のこと

実施プラン4 生活困窮世帯を支える

生活困窮者自立支援法に施行に伴い、総合相談、家計支援、就労支援、学習支援といった支援の枠組み出来てきました。しかしながら、町村部に関しては、特に子どもの学習支援については法律に基づく支援が十分ではありません。町内に学習支援教室を増やしていくとともに、子どもの支援のための財源確保のための基金「子ども応援夢基金」に対する募金活動を進めます。

20

住民の取り組み		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	町・社協のサポート
学習支援教室	年度計画	→					(町) ・学習支援の在り方を社協や関係NPO等と共に検討します
	目標	・学習支援教室への参加と実施					(社協) ・学習支援教室設置の促進・教室の連携強化
無年金・低所得高齢者・ 母子父子世帯等 支援を必要とする 人への情報伝達	年度計画	→					(町) ・利用可能な公的制度の周知を関係者に行う
	目標	・ひとりでも多くの人を公的施策や共助の取り組みとつなぐため、情報周知の輪を広げていく					(社協) ・福祉委員・協力員、民生児童委員、行政区、老人クラブ等へ制度や施策について情報提供
子ども応援夢基金 への募金活動	年度計画	→					(町) ・基金創設について周知する
	目標	・単年度ごとに400万円を目標					(社協) ・子ども応援夢基金の設置・運用
歳末援護金 (歳末たすけあい募金への 募金活動)	年度計画	→					(町) ・広報周知活動
	目標	・歳末たすけあい募金による援護金の給付					(社協) ・歳末援護金事業の実施事務局
一人親家庭等 クリスマスプレゼント (歳末たすけあい募金への 募金活動)	年度計画	→					(町) ・広報周知活動
	目標	・歳末たすけあい募金によるクリスマスプレゼントの配布					(社協) ・一人親家庭等クリスマスプレゼント事業の実施事務局
非正規就労者など 生活困窮者を 支える取り組み	年度計画	→					(町) ・支援の在り方を実施主体である社協と共に検討します
	目標	・取り組みについて話し合う ・就労の場としての協力事業所の開拓を進める					(社協) ・協力事業の開拓

21

上記プランに関連する公的施策

町 公的相談（生活保護等経済的に困りの人の相談）、民生委員による相談

社協 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談及び家計支援事業・生活福祉資金貸付事業

実施プラン5 情報提供と、相談・連絡の仕組みをつくる

福祉サービスや公的な福祉施策、また、ふれあい・いきいきサロンなど身近な地域での福祉活動のお知らせは、町内にくまなく情報として届いていない状況です。困りごとを抱える人たちに福祉の情報が行き届くよう、地域住民同士、人から人へつながりの輪を広げます。

22

23

住民の取り組み		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	町・社協のサポート
福祉サービス・福祉活動などの情報伝達 (アウトリーチ※)	年度計画						(町) ・情報提供の在り方を地域福祉活動の実践者と共に検討します ・自立支援協議会※で障がい児・者の公的サービスの開発について検討します ・自立支援協議会相談支援部会、障がい児支援検討部会などで障がい児者の相談支援の在り方を関係機関と共に検討します ・障がい者の相談支援事業所の連絡会を開催し相談支援の在り方、事業所間の連携強化、相談支援事業者全体のレベルアップに努めます
	目標						・ひとりでも多くの人を公的施策や共助の取り組みとつなぐため、情報周知の輪を広げていく

上記プランに関連する公的施策

町 広報等での情報提供、公的相談窓口での相談・情報提供、専門的な相談支援事業（障がい者生活支援センター、障がい者就労支援センター、子育て支援センター、ファミリーサポート事業）民生委員・児童委員によるアウトリーチ活動

社協 社協だよりの発行・ホームページによる情報提供

アウトリーチ※ 日本語では「手を伸ばす」という意味で、福祉分野では、支援が必要な人のいるところへ直接出向き、福祉サービス等の情報提供や支援活動を行うという意味で使われます

自立支援協議会※ 障害者総合支援法に規定される協議会。障がい者施策の現状と課題を洗い出し、現状の施策の見直しや新たな施策を生み出すための検討を行う場。協議会には障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、保健医療、教育雇用、企業、障がい者団体、学識経験者、社協などから委員が選出されています

実施プラン6 住民参加で生活支援に取り組む

加齢や障がい、出産直後、退院直後、病院の付き添いなど、日常生活の中で手助けが必要な場合があります。住民相互の生活支援サービス「友愛サービス※」を継続して実施していきます。町では地域福祉活動以外の公的サービスを提供します。

24

25

住民の取り組み		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	町・社協のサポート
住民相互の生活支援サービス「友愛サービス」の担い手（協力会員）として参加	年度計画	→					
	目標	・利用者の気持ちに寄り添う活動を続けていく					

上記プランに関連する公的施策

町 介護保険における各種在宅支援サービス、障害者総合支援法による各種在宅支援サービス、子育て支援センター、ファミリーサポート事業

友愛サービス※ 三芳町社協が事務局を担う、炊事、掃除などの家事や、外出付添などの支え合い活動を実施する、住民による助け合いサービス

実施プラン7 ひとりひとりが自分らしく生きる

余暇や外出が充実し自分らしく生きていけるよう、障がい児の余暇支援、障がい者等の外出支援の取り組みを継続して実施します。町は、公的サービスによる外出支援サービスを提供し、あわせてひとりひとりが安心して自分らしく生きるために権利擁護の取り組みを行います。

26

住民の取り組み		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	町・社協のサポート
障がい児 余暇支援事業	年度計画	→					
	目標	・障がい児が大人になっても、地域で安心して暮らせるよう同年代との交流を進めていく					(社協) ・障がい児余暇支援事業実施
高齢者・障がい者等 外出支援事業	年度計画	→					(町) ・活動内容の周知を行います
	目標	・誰もが生きがいをもって暮らせるよう外出を支援していく					(社協) ・高齢者・障がい者等余暇支援事業実施

27

上記プランに関連する公的施策

- 町**
- ・ 公的相談（相談場面を通して余暇支援や外出支援を必要とする人への情報提供を行います）
 - ・ 障害者総合支援法に基づく外出支援サービス（同行援護、行動援護、移動支援事業、生活サポート事業）、介護保険法に基づくサービス
 - ・ 人権擁護委員による相談・人権啓発、成年後見制度町長申し立て[※]、高齢者虐待防止ネットワーク[※]の事務局

- 社 協**
- ・ 福祉サービス利用援助事業「あんしんサポートねっと」[※]

- ・ 成年後見制度町長申し立て[※] 認知症、知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が不十分な方で、ご本人に成年後見等の申し立てを行う親族がいない人が対象。財産やご本人の権利を守るために町長が成年後見の申し立てを行う
- ・ 高齢者虐待防止ネットワーク[※] 学識経験者、弁護士、司法書士、医師、歯科医師、警察、消防、社会福祉士、社会福祉施設事業者等により情報共有、虐待防止に向けた住民への普及啓発活動を行います
- ・ あんしんサポートねっと[※] 判断能力が不十分な人に対し、定期的な訪問を実施し、必要に応じて福祉サービスの利用援助や、金銭管理、書類整理、重要書類の保管等を実施するサービス

実施プラン8 交通・外出が便利な町をつくる

「気軽に外出できる交通サポート」を求める声が多くなっています。町内地区ごとの地域性により、買い物、通院、駅までの移動など、不便の要因は様々と思われるため、地域住民と社協は、実施プラン1に基づく小地域福祉活動で地域ごとに取り組みを検討していきます。

また、町は、交通環境の充実や新たな公共交通システムの構築への取り組みを行います。

28

29

住民の取り組み		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	町・社協のサポート
「小地域福祉活動」 (実施プラン1) で地域ごと検討	年度計画	→					
	目標	・加齢や障がいなど交通・外出に不便を感じる人が、気軽に外出できるよう、小地域ごとの支え合いの取り組みを検討していく					(社協) ・実施プラン1(小地域福祉活動)で地域ごとに検討(検討の場づくり)

上記プランに関連する公的施策

- 町**
- ・公共交通機関を住民の皆様がより利用しやすくなるよう、バスを利用しやすくする工夫や公共交通機関が通行できる道路整備を行い、公共交通環境を充実させます
 - ・住民の皆様の移動需要を十分に把握し、町内の移動や町周辺拠点までのアクセスを充実させるため、既存のバス補助路線の再編や新たな公共交通システムの構築に向けて研究します

実施プラン9 誰もが参加できるボランティア活動の活性化を図る

ボランティア活動の推進については、町内の各種団体や町が参加するボランティアセンター運営委員会で、ボランティア活動の推進や活動支援について話し合いを重ねていきます。また、障がい、加齢、難病などの要因に囚われず、多様な人がボランティア活動に参加できるよう推進します。町ではボランティアを行う人やこれから始めようと思う人が参加できる講習会事業や団体事務局事務などを通して人材育成など側面的な支援を行います。

住民の取り組み		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	町・社協のサポート
ボランティアセンター運営委員会への参加	年度計画	→					(町) ・ボランティアセンター運営委員会に参加し課題などへの対応を検討します
	目標	・ボランティア活動を通じた生きがいづくりや社会参加を進めていく					(社協) ・ボランティアセンター運営委員会事務局
障がいや年齢にとられずボランティアに参加	年度計画	→					(町) ・地域福祉活動の拠点整備・活動支援の検討 ・こころの健康づくりをすすめる会の事務局 ・こころの健康をテーマに住民相互の交流事業の開催(地域交流事業) ・朗読ボランティア、手話奉仕員養成講習会、はじめての要約筆記講座など、あいサポーター研修、認知症サポーター養成講座
	目標	・どんな人でもボランティア活動に参加できる町づくりを目指す					(社協) ・ボランティア活動への多様な人たちの参加促進 ・ボランティアコーディネート ・ボランティア体験プログラム実施 ・ボランティア養成講座の実施 ・町民福祉活動応援補助成金の実施

上記プランに関連する公的施策

- 町 ・公募補助金などの制度を通して団体の活動支援を財政面で行います

実施プラン10 共同募金運動の活性化を図る

地域福祉活動の財源となる共同募金運動への理解者・募金者増加に努めます。

住民の取り組み		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	町・社協のサポート
募金及び 共同募金運動の 周知・声かけ	年度計画	→					(町) ・共同募金の周知 (社協) ・共同募金会支会事務 ・協力法人事業所の開拓
	目標	・共同募金の理解者や募金者を増やしていく					

上記プランに関連する公的施策

- 町 ・共同募金の理解者や募金者を増やすため広報活動等で支援します

実施プラン11 差別や偏見のない誰もが自分らしく役割を持ち暮らせる町をつくる

34

住民同士が、お互いの個性を認め合い、思いやりの心を持ち共に暮らすまちづくりのため、福祉教育や福祉大学などの学習の場への参加を促進します。また、実行委員会での検討の上、福祉まつり、ふれあいコンサートを通して、気づきや学びの機会をつくります。町では「障がいを知り共に生きる」あいサポート運動*の展開や障がい特性を学ぶ講習会や講演会、認知症サポーター養成講習会などを開催し、様々な個性や特性を正しく理解し、差別や偏見のない地域づくりを目指します。

35

住民の取り組み		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	町・社協のサポート
あいサポート運動への参加	年度計画	→					(町) ・あいサポート運動実施事務局
	目標	・あいサポート運動への参加者の増加を目指す					(社協) ・あいサポート運動の周知
福祉教育の実施	年度計画	→					(町) ・福祉教育の周知
	目標	・福祉教育の担い手として参加し、町民全体の福祉力向上を目指す					(社協) ・福祉教育プログラム依頼調整 ・福祉教育プログラム推進員養成
福祉大学に参加	年度計画	→					(町) ・福祉大学の周知
	目標	・学びの場に参加し、福祉力を育む					(社協) ・福祉大学企画実施
福祉まつりの実施	年度計画	→					(町) ・実行委員会への参加
	目標	・町の福祉啓発を進めていく					(社協) ・実行委員会事務局
ふれあいコンサートの実施	年度計画	→					(町) ・実行委員会への参加
	目標	・多様な人たちの表現の場を作っていく					(社協) ・実行委員会事務局

上記プランに関連する公的施策

- 町**
- ・人権教育、人権啓発のための講演会等の開催
 - ・障害者差別解消法による取り組み
 - ・あいサポート運動による障がい理解のための普及啓発活動

※あいサポート運動 鳥取県で始まった「あいサポート運動」の理念に賛同し平成26年10月に鳥取県、富士見市とあいサポート運動推進に関する連携協定を締結しました。この運動では様々な障がいの障がい特性とその障がいを持った人への必要な配慮を学ぶ「あいサポーター研修」が中心となり、自分ができるちょっとしたお手伝いができる環境づくりを行っています。

実施プラン12 町全体が連携した防災・減災の取り組みと災害時の対応強化

災害に対する不安を和らげ、防災・減災、災害発生時の迅速な対応力を強化するため、町は「災害時要援護者避難支援プラン[※]」に基づく体制整備を進め、社協は、災害ボランティアセンターの立ち上げ・実施をするための住民スタッフを養成するとともに、設置・運営訓練を重ねていきます。

住民の取り組み		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	町・社協のサポート
地域連携避難訓練への参加	年度計画	→					(町) ・地域連携避難訓練を実施します ・日赤奉仕団の参加
	目標	・訓練への参加者の増加を目指す					(社協) ・地域防災検討委員会、避難訓練実行委員会への参画
災害ボランティアセンターの住民スタッフ	年度計画	→					(町) ・災害ボランティアセンター拠点の確保
	目標	・センタースタッフに参加し、災害時の助け合いのための訓練を重ねる					(社協) ・災害ボランティアセンタースタッフ養成・育成

上記プランに関連する公的施策

- 町**
- ・災害発生時に福祉避難所[※]を開設します
 - ・災害時要援護者名簿[※]を作成し、災害時要援護者避難支援プラン[※]推進会議を行い、災害時における避難行動に支援が必要な人への対応を検討します。
 - ・災害対策基本法に基づき避難行動要支援者名簿[※]を作成します。
- 社協**
- ・災害ボランティアセンター設置運営訓練
 - ・事業継続計画[※]の発動訓練・計画見直し

福祉避難所[※] 災害発生時に在宅の要援護者で一般の避難生活において何らかの特別な配慮を要する人が避難する。町内の高齢、障がい者・児などの福祉事業所などで構成する福祉施設連絡協議会と町が避難所開設と運営に関する協定を締結している

災害時要援護者名簿[※] 災害等に備え名簿の内容が予め避難支援を行う者の中で情報共有することに同意をした人の名簿

災害時要援護者避難支援プラン[※] 災害時等に家族等の援助や自力での避難が困難な人を地域で支援する仕組み。地域の助け合いを基本とし避難支援を希望された人の名簿を作成し、支援関係者が情報共有する

避難行動要支援者[※] 災害時等に自ら避難が困難な人で、円滑かつ迅速な避難確保のため特に支援を要する人。介護保険の要介護度3~5の人や重度の障がい者、町の支援を受けている難病患者の人などをいう

避難行動要支援者名簿[※] 避難行動要支援者を名簿とし災害時のみに活用する

事業継続計画[※] 大規模災害等、通常業務を行うことに著しい支障をきたす事態を想定し、発災直後であっても組織としての使命を最低限果たせる体制整備と事業の早期復旧・復旧に当たっての優先順位をあらかじめ決める計画

第4章 計画の進行管理について

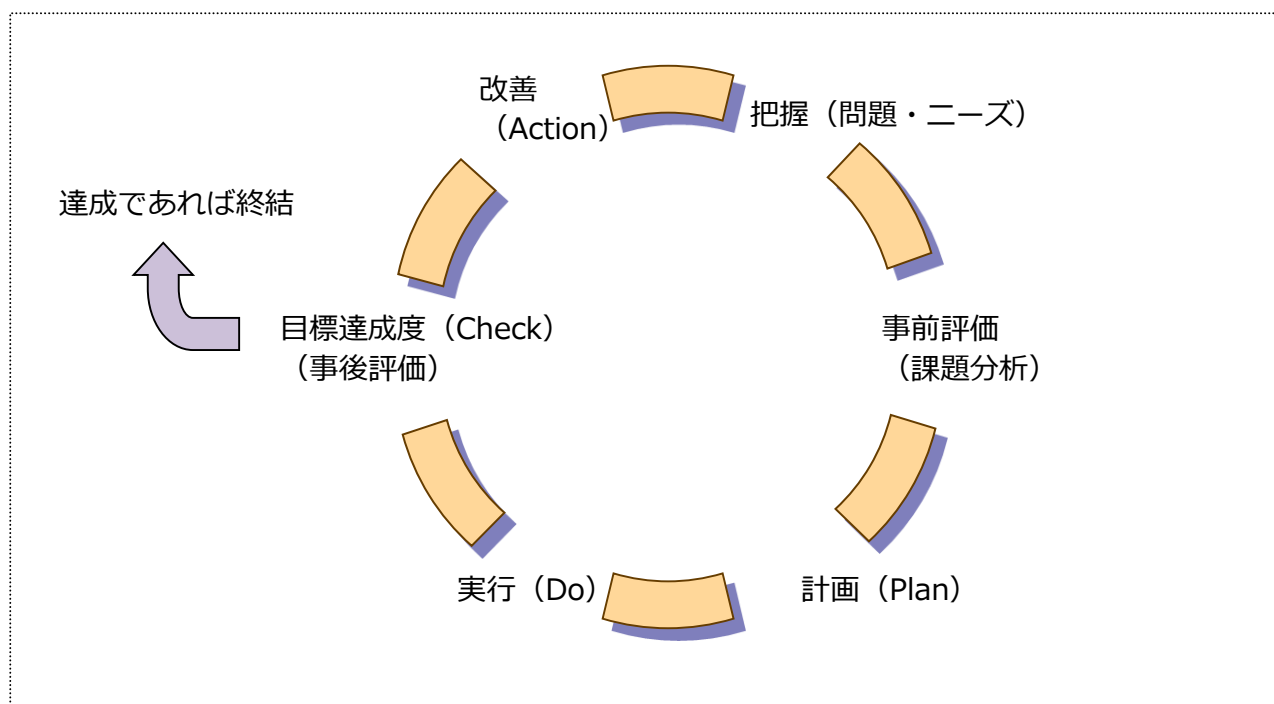
第3章の実施プランについては、下図のサイクルを基本とし、年度ごとに各実施プランの進行をチェックし、ふりかえり及び効果の検証を行います。

変更・修正が必要と思われる実施プランについては、必要に応じプランを変更・修正します。計画期間中、緊急に取り組まなくてはならない福祉課題を確認した場合、プランの追加を行い、優先順位の再検討を行います。

見直し・修正・具体的施策の追加については、これから5カ年の各年度末までに取りまとめ、翌年度始めに住民に示します。

38

地域福祉活動推進のPDCAサイクル図



第5章 資料編

1 福祉ニーズ調査の結果 (1) アンケート調査結果

【調査票の概況】

回 答 数：871件

有効回答数：851件 注) 在住地区が未回答の調査票を除きました。

【調査結果】

注) 以下の各表は、調査票の選択肢と同じ順番で地区を記載しました。

I. 基本属性

1. 回答者の在住地区

表 1-1 回答者の在住地区①

地区	人数
上富	69
北永井	155
藤久保	478
竹間沢	88
みよし台	61
計	851

表 1-2 回答者の在住地区② (各地区の内訳)

地区	1区	2区	3区	4区	5区	6区	全区
上富	43	13	13	—	—	—	69
北永井	38	75	42	—	—	—	155
藤久保	69	72	79	108	82	68	478
竹間沢	88	—	—	—	—	—	88
みよし台	61	—	—	—	—	—	61
計	299	160	134	108	82	68	851

2. 回答者の年齢と性別

表 2-1 回答者の年齢 (回答者数=850)

地区	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代
上富	7	4	10	9	14	16	9	0
北永井	5	13	31	14	37	37	15	2
藤久保	22	56	87	70	100	113	26	4
竹間沢	7	8	22	16	15	14	6	0
みよし台	3	7	5	3	19	19	5	0
計	44	88	155	112	185	199	61	6

表 2-2 回答者の年齢 (回答者数=843)

地区	男性	女性
上富	28	40
北永井	68	86
藤久保	176	298
竹間沢	34	53
みよし台	31	29
計	337	506

3. 回答者の世帯構成

- 1 一人暮らし
- 2 夫婦のみ
- 3 親・子・孫の3世代
- 4 親との2世代同居
- 5-1 子(成人)との2世代同居
- 5-2 子(未成年)との2世代同居
- 6 その他

表 3 回答者の世帯構成 (回答者数=842)

選択肢	1	2	3	4	5-1	5-2	6
上富	4	15	14	10	15	4	3
北永井	7	41	24	20	32	25	3
藤久保	29	149	38	62	100	86	12
竹間沢	7	22	11	12	10	25	1
みよし台	8	24	3	9	9	4	4
計	55	251	90	113	166	144	23

II. 選択式回答の状況

5地区の回答結果は、町全体（本調査の回答者全員）の回答結果と統計的にも変わらない状況でした。したがって、町全体の調査結果は、各地区の回答状況を代表しているといえます。また、町全体の回答結果（選択肢の数値の違い）は統計的に意味のある差を示しています。

問1 現在、三芳町で実施されている下記の住民主体の福祉活動や社会福祉協議会の事業で知っている取り組みはありますか？

【結果の概要】

三芳町で実施されている住民主体の福祉活動や社会福祉協議会の事業で回答者の皆さんが「知っている」事業（上位5つの順位）は、第1位：福祉まつり、第2位：共同募金活動、第3位：ふれあいコンサート、第4位：ふれあい・いきいきサロン、第5位：福祉大学でした。

表4 問1の回答状況（複数回答）

選択肢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
上富	50	27	20	7	25	10	14	5	9	39	21	3	14	14	14	1	0
北永井	112	62	45	16	55	23	32	10	19	87	46	7	32	32	33	3	1
藤久保	346	191	140	48	171	72	98	32	59	268	143	23	99	98	101	9	3
竹間沢	64	35	26	9	31	13	18	6	11	49	26	4	18	18	18	2	1
みよし台	44	24	18	6	22	9	12	4	8	34	18	3	13	12	13	1	0
町全体	616	339	249	86	304	128	174	57	105	478	254	40	177	174	179	17	6

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| 1 福祉まつり | 10 共同募金運動 |
| 2 ふれあいコンサート | 11 福祉大学 |
| 3 一人暮らし高齢者会食会 | 12 町民福祉活動応援助成金 |
| 4 福祉新聞の配達 | 13 一人親家庭等クリスマスプレゼント配布事業 |
| 5 ふれあい・いきいきサロン | 14 地域ふれあい会食会 |
| 6 「ちょっと助け隊」生活支援活動 | 15 おしゃべりサロン |
| 7 障がい者バスツアー | 16 アットホーム |
| 8 障がい児余暇活動支援事業「ぎふと」 | 17 その他 |
| 9 みよし友愛サービス（家事援助サービス） | |

問2-1 下記の地域活動・福祉活動の中で、ご自身が実際に参加しているものはありますか？

【結果の概要】

地域活動・福祉活動の中で、回答者の皆さんが実際に参加している取り組み（上位3つの順位）は、第1位：自治会・町内会活動、第2位：趣味のサークル、第3位：ボランティア活動でした。一方、「特に参加していない」と回答した人たちが最も多く、地域活動・福祉活動の担い手を拡充していく取り組み・仕組みづくりが課題といえます。

- 1 ボランティア活動をしている
- 2 サロンを開催している
- 3 趣味のサークルに参加している
- 4 同じ悩みを抱える人たちが集う場に参加している
- 5 福祉委員・福祉協力員をしている
- 6 自治会・町内会の活動に参加している
- 7 その他
- 8 特に参加していない

表5 問2-1の回答状況（複数回答）

選択肢	1	2	3	4	5	6	7	8
上富	5	1	6	1	1	13	1	41
北永井	11	2	13	1	2	29	3	93
藤久保	35	8	40	4	8	89	9	287
竹間沢	6	1	7	1	1	16	2	53
みよし台	4	1	5	0	1	11	1	37
町全体	62	13	72	7	13	158	16	510

問2-3 「参加している」に○を付けた方にお伺いします。活動している上で感じる課題はありますか？

【結果の概要】

地域活動・福祉活動に参加している回答者の皆さんが考える課題（上位3つの順位）は、第1位：グループやサークルのメンバーが増えない、第2位：活動がマンネリ化している、第3位：活動拠点（公民館など）が少ないことでした。今後は、①地域活動・福祉活動の担い手を拡充する取り組みと仕組み（学齢期子どもたちや社会人を対象とした福祉教育の拡充やボランティア養成の推進など）、②地域活動・福祉活動の支援、③地域活動・福祉活動の拠点整備が課題といえます。

- 1 活動拠点（公民館など）が少ない
- 2 活動資金が足りない
- 3 グループやサークルのメンバーが増えない
- 4 活動がマンネリ化している
- 5 自分（自分達）の活動のPRの場が少ない
- 6 その他

表6 問2-3の回答状況（複数回答）

選択肢	1	2	3	4	5	6
上富	2	2	5	4	1	2
北永井	5	4	11	9	3	4
藤久保	15	12	33	26	9	12
竹間沢	3	2	6	5	2	2
みよし台	2	2	4	3	1	2
町全体	27	21	59	47	16	21

問3 ご自身が地域の中で出来ることとすれば、どんなことですか？

【結果の概要】

回答者の皆さんが「地域の中で出来ること」（上位4つの順位）は、第1位：お一人暮らしの高齢者の方など、孤立しがちな方の見守りや声かけ、第2位：ゴミ出し、買い物、庭木の手入れなど軽微な生活の手伝い、第3位：ご自身の趣味・特技を活かしたボランティア活動、第4位：寄付活動・募金活動でした。

一方、「特にない」と回答した人も多く、今後は、①多くの人たちが無理なく活動できる取り組みを地域に広めること、②地域の福祉活動に関心をもってもらい機会や情報の提供が課題といえます。

- 1 ゴミ出し、買い物、庭木の手入れ等軽微な生活の手伝い
- 2 お一人暮らしの高齢者の方など、孤立しがちな方の見守りや声かけ
- 3 炊事、洗濯など家事のお手伝い
- 4 食事会やサロンの担い手
- 5 寄付活動・募金活動
- 6 ご自身の趣味・特技を活かしたボランティア活動
- 7 特にない
- 8 その他

表7 問3の回答状況（複数回答）

選択肢	1	2	3	4	5	6	7	8
上富	19	19	5	5	9	11	18	2
北永井	42	43	10	11	20	25	39	4
藤久保	130	133	31	35	60	79	122	14
竹間沢	24	24	6	6	11	14	22	3
みよし台	16	17	4	4	8	10	16	2
町全体	230	237	56	62	107	140	217	25

問4-1 今、生活の中で困っていること、不安なことはどんなことですか？（3つまで回答可）

【結果の概要】

回答者の皆さんが「生活の中で困っていること、不安なこと」（上位4つの順位）は、第1位：自分や家族の健康のこと、第2位：災害時の不安、③老後の資金（蓄えや年金）が足りない、第3位：家族の介護のことでした。多くの回答者の皆さんは、健康・家族に関する困りごとや経済的な不安を抱いているという傾向がみられます。そのような不安や困りごとに対する身近な相談援助の取り組みと仕組みが課題といえます。また、災害時に対する不安を感じている人も多く、地域の「減災」を推進する活動も課題といえます。

表 8 問 4-1 の回答状況（複数回答）

選択肢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
上富	2	2	23	12	4	5	1	3	21	5	17	3	2	2	1	13	1
北永井	5	5	52	26	9	11	1	8	47	10	38	7	5	5	2	29	2
藤久保	16	17	161	81	27	35	4	23	146	32	117	22	14	17	8	89	7
竹間沢	3	3	30	15	5	6	1	4	27	6	21	4	3	3	1	16	1
みよし台	2	2	20	10	3	4	0	3	19	4	15	3	2	2	1	11	1
町全体	28	30	286	144	48	63	7	41	259	57	208	39	26	30	13	158	12

- 1 地域の中で参加できる行事や集まりが少ない
- 2 外出の機会や、人との関わりが少なく寂しい
- 3 自分や家族の健康のことが心配
- 4 家族の介護のことが心配
- 5 自分やお子様の未就労・非正規雇用
- 6 自分やお子様の未婚
- 7 お子様の不登校やひきこもりのこと
- 8 自分やお子様の進学のこと
- 9 災害時の不安
- 10 今現在、生計が成り立っていない
- 11 老後の資金（蓄えや年金）が足りない
- 12 子育ての仕方やお子様の成長に不安を感じる
- 13 日常的な金銭管理が難しい
- 14 財産や相続についてどうしたらよいか不安
- 15 悪質な訪問販売やセールスに困っている
- 16 特にない
- 17 その他

問5-1 ご自身の困りごとについて、相談相手はいらっしゃいますか？（3つまで回答可）

【結果の概要】

回答者の皆さんは「相談できる相手がいる」という人が最も多いという状況です。（次の設問もご参照ください）

- 1 相談できる相手がいる
- 2 相談できる相手がない
- 3 相談したいとおもわない
- 4 相談をためらっている
- 5 特に相談ごとはない
- 6 その他

表 9 問 5-1 の回答状況（複数回答）

選択肢	1	2	3	4	5	6
上富	47	3	3	1	7	0
北永井	105	8	6	3	15	1
藤久保	325	23	19	10	48	2
竹間沢	60	4	3	2	9	0
みよし台	41	3	2	1	6	0
町全体	578	41	34	18	85	3

問5-2 誰に相談していますか？（3つまで回答可）

【結果の概要】

回答者の皆さんの多くは「家族」や「友人・知人」など身近な人たちに相談しています。今後は、個人情報保護を配慮しながら、地域で気軽に相談できる取り組みと仕組み（専門機関と地域の連携・協働による相談援助）が課題といえます。

- 1 家族
- 2 友人・知人
- 3 役場や社会福祉協議会などの公的な相談機関
- 4 民生委員・児童委員
- 5 区長や自治会等の役員
- 6 福祉委員・福祉協力員
- 7 その他

表 10 問 5-2 の回答状況（複数回答）

選択肢	1	2	3	4	5	6	7
上富	43	27	4	1	1	0	2
北永井	97	60	9	1	2	1	4
藤久保	299	185	28	4	6	2	11
竹間沢	55	34	5	1	1	0	2
みよし台	38	24	4	1	1	0	1
町全体	532	329	49	8	10	3	20

問6 ご自身の困りごとや不安を解消・解決するために、地域にもっと充実してほしいと思うものは何ですか？（3つまで回答可）

【結果の概要】

回答者の皆さんの多くは「身近な相談場所・相談相手」を望んでいることがわかります。この点は、前問の回答状況と併せて、地域で相談できる場所や取り組み・仕組みの充実が課題であることを裏づけています。また、「気軽に外出できる交通サポート」や「福祉サービスや近所の助け合い活動のお知らせ」と回答した人も多く、外出支援・生活支援などの具体的なサービスの拡充や情報発信の強化も課題といえるでしょう。

表 11 問 6 の回答状況（複数回答）

選択肢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
上富	17	12	15	7	4	6	6	5	3	2
北永井	39	28	33	16	9	13	13	11	8	5
藤久保	119	86	102	49	29	40	42	33	23	16
竹間沢	22	16	19	9	5	7	8	6	4	3
みよし台	15	11	13	6	4	5	5	4	3	2
町全体	213	152	182	87	51	70	74	59	41	29

- | | |
|-------------------------|------------------------------|
| 1 身近な相談場所・相談相手 | 6 民生委員や福祉委員などによる見守りや声かけ |
| 2 福祉サービスや近所の助け合い活動のお知らせ | 7 サロンや安価な食事会など気軽に集まることができる場所 |
| 3 気軽に外出できる交通サポート | 8 小旅行などのお出かけ行事 |
| 4 就労のためのサポート | 9 子育てに関するサポート |
| 5 話し相手 | 10 その他 |

問8 今後も三芳町に住み続けたいですか？

【結果の概要】

回答者の皆さんの多くが「今後も三芳町に住み続けたい」と回答しています。この結果は、三芳町に対する愛着や住みやすさの表れと理解できます。この回答結果から考えられる課題は、年齢や生活状況、障がいの有無にかかわらず、多くの人たちが三芳町で長く暮らすための取り組みと仕組みづくりです。

今後も三芳町に住み続けたいですか？

表 12 問 8 の回答状況（複数回答）

- 1 はい
2 いいえ
3 不明

選択肢	はい	いいえ	不明
上富	53	1	13
北永井	119	1	30
藤久保	367	4	92
竹間沢	67	1	17
みよし台	47	1	12
町全体	652	8	163

Ⅲ. 自由記述の主な回答状況

問4-2 具体的な困りごとの内容、不安の原因を書ける範囲でご記入ください。(自由記述)

【主な回答】※内容を要約しています。

在宅介護、老老介護や介護施設入所に関すること
高齢者や障がい者のサポート体制に関すること
健康への不安と医療に関すること（医療の提供体制や医療費負担等）
地震等災害に関すること（災害弱者の避難支援、避難場所や備蓄品、ペットなどの避難）
相談体制・相談相手に関すること
子育て、保育所、学童入所に関すること
経済的な不安（年金、貯蓄、収入源、生活困窮など）
交通が不便であることや道路環境・駐輪場などについて
就労に関する不安（非正規雇用、就職への不安、仕事が見つからない）
税金に関すること
生活環境に関すること（地域交流に関する情報や近隣との関係、騒音など）
家庭内に解決できない問題がある

問7 地域の福祉や、三芳町役場や社会福祉協議会が進める福祉の取り組みについて、ご自身が思うこと・感じていることをご自由にお書きください。(自由記述)

【回答の一部抜粋】※内容を要約しています。

- ・町・区・社協の連携活動を強化し、点の活動を線・面にする努力が必要。
- ・福祉委員・民生委員の活動について、どなたが担当かなども含めPRが必要。
- ・人助けの意味を考えてほしい。
- ・ボランティアは家庭が安定していないとできない。
- ・気軽にできる手助けを社協が考え住民に周知し、活動すればボランティアが集まるのではないかな。
- ・地域福祉の取り組みが地域の隅々に浸透するよう自分も動いていきたい。
- ・自分たちの住む町が少しでもきれいで優しい町であってほしいと願う。
- ・地域住民と施設入所者の交流が特別なことではなく気軽にできる地域になれば、安心して過ごせる。
- ・食事会等、どこで開催しているかPRしてほしい。
- ・高齢化が進み、福祉従事者も高齢者…若い力が欲しい。
- ・サポートを必要としている人にあったサービスがほしい。
- ・高齢者が集まれる、小さな公園をつくってほしい。
- ・高齢者会食会・福祉新聞・いきいきサロン等とても良い取り組み。
- ・「見守り」は近くのスーパー・コンビニ・宅配便・ヤクルトなど他の自治体の事例も参考に連携しては？
- ・地域福祉活動に携わるようになり高齢者が多いことに気付く。援助が必要かどうかかわからず、きっかけづくりが難しい。
- ・障がいを持っている方や子供が地域で支えあい生活出来たらよい。
- ・福祉に使ったお金の流れや費用対効果が分かるようにすべき。
- ・子育てや教育に力を入れるべき。
- ・福祉大学の充実 人生の先輩方に活躍してもらおう（ボランティア）。
- ・ふれあい・いきいきサロンの充実。
- ・福祉関係は「知ろう」としないと情報が入ってこないなので情報発信をしてほしい。

◎アンケート調査表

1

げんざい みよしまち みなさま とく 現在、三芳町の皆様が取り組まれている福祉活動や社会福祉協議会の事業で知っている
とく 取り組みはありますか？（〇はいくつでも）

- 1 福祉まつり
- 2 ふれあいコンサート
- 3 ひとり暮らし高齢者会 食会
- 4 福祉新聞の配達
- 5 ふれあい・いきいきサロン
- 6 「ちょっと助け隊」生活支援活動
- 7 ふれあいの旅バスツアー（障がい者の外出バスツアー）
- 8 障がい児余暇活動支援事業「ぎふと」
- 9 みよし友愛サービス（家事援助サービス）
- 10 共同募金運動
- 11 福祉大学
- 12 町民福祉活動応援助成金
- 13 一人親家庭等クリスマスプレゼント配布事業
- 14 地域ふれあい会 食会
- 15 おしゃべりサロン
- 16 アットホーム
- 17 その他（ ）

2

かき ちいきかつどう ふくしかつどう なか 下記の地域活動・福祉活動の中で、ご自身が実際に参加しているものはありますか？
（〇はいくつでも）

- 1 ボランティア活動をしている
- 2 サロンを開催している
- 3 趣味のサークルに参加している
- 4 同じ悩みを抱える人たちが集う場（当事者グループ）に参加している
- 5 福祉委員・福祉協力員をしている
- 6 自治会・町内会の活動に参加している
- 7 その他（ ）
- 8 特に参加していない

「参加している」に〇を付けた方にお伺いします。

■具体的な活動内容を教えてください

さんか
(参加している方・1ページ目の続き)

かつどう
■活動している上で感じる課題はありますか？

- 1 活動拠点 (公民館など) が少ない
- 2 活動資金が足りない
- 3 グループやサークルのメンバーが増えない
- 4 活動がマンネリ化している
- 5 自分 (自分達) の活動のPRの場が少ない
- 6 その他 ()

46

いま ちいまいかつどう ふくしかつどう さんか かつ さんか かつ かいどう
今、地域活動・福祉活動に参加している方も、参加していない方も回答してください

3

ご自身が地域の中で出来ることとすれば、どんなことですか？ (〇はいくつでも)

(2の質問で「参加している」と答えた方については、現在の活動を含めて回答してください)

- 1 ゴミ出し、買い物、庭木の手入れなど軽微な生活の手伝い
- 2 お一人暮らしの高齢者の方など、孤立しがちな方の見守りや声かけ
- 3 炊事、洗濯など家事のお手伝い
- 4 食事会やサロンの担い手
- 5 寄付活動・募金活動
- 6 ご自身の趣味・特技を活かしたボランティア活動
(例：高齢者食事会での楽器の演奏・福祉情報誌の編集・車の送迎運転など)
- 7 特にない
- 8 その他 ()

4

いま せいかつ なか こま ふあん
今、生活の中で困っていること、不安なことはどんなことですか？

(特に困っていることを3つまで〇を付けてください)

- 1 地域の中で参加できる行事や集まりが少なく退屈
- 2 外出の機会や、人との関わりが少なく寂しさを感じる
- 3 自分や家族の健康のことが心配
- 4 家族の介護のことが心配
- 5 自分やお子様の未就労・非正規雇用
- 6 自分やお子様の未婚
- 7 お子様の不登校やひきこもりのこと
- 8 自分やお子様の進学のこと
- 9 災害時の不安
- 10 今現在、生計が成り立っていない (生活費が足りない)
- 11 老後の資金 (蓄えや年金) が足りない

- 1 2 子育ての仕方やお子様の成長に不安を感じる
- 1 3 日常的な金銭管理が難しい
- 1 4 財産や相続についてどうしたらよいか不安
- 1 5 悪質な訪問販売やセールスに困っている
- 1 6 特にない
- 1 7 その他 ()

・具体的な困りごとの内容、不安の原因を書ける範囲でご記入ください。

5 ご自身の困りごとについて、相談相手はいらっしゃいますか？

- 1 相談できる相手がいる
- 2 相談できる相手がいない
- 3 相談したいと思っていない
- 4 相談をためらっている
- 5 特に相談ごとがない
- 6 その他 ()

(1に○を付けた方のみ)

だれ 相談 誰に相談していますか？
おも 相談あいて (主な相談相手を3つまで○を付けてください)

- 1 家族
- 2 友人・知人
- 3 役場や社会福祉協議会などの公的な相談機関
- 4 民生委員・児童委員
- 5 区長や自治会等の役員
- 6 福祉委員・福祉協力員
- 7 その他 ()

6 ご自身の困りごとや不安を解消・解決するために、地域にもっと充実してほしいと思う

ものは何ですか？ (特に充実してほしいと思うものを3つまで○を付けてください)

- 1 身近な相談場所・相談相手
- 2 福祉サービスや近所の助け合い活動のお知らせ
- 3 気軽に外出できる交通サポート
- 4 就労のためのサポート
- 5 話し相手
- 6 民生委員や福祉委員などによる見守りや声かけ
- 7 サロンや安価な食事会など気軽に集まることができる場所
- 8 小旅行などのお出かけ行事
- 9 子育てに関するサポート (具体的に…)
- 10 その他 ()

7

ちいき ふくし みよしまち しゃかいふくしきょうぎかい すす ふくし と く 地域の福祉や、三芳町や社会福祉協議会が進める福祉の取り組みについて、ご自身が思うこと・感じていることをご自由にお書きください。

Blank dashed box for writing answers.

8

さいご かいとう じしん うかが 最後にご回答されたあなた自身についてお伺いします。

■あなたの性別を教えてください。 男 ・ 女

■あなたの年齢（年代）に○を付けてください

20代 ・ 30代 ・ 40代 ・ 50代 ・ 60代 ・ 70代 ・ 80代 ・ 90代

■お住まいの地域はどちらですか？

（上富・北永井・藤久保の方は、もし分かれれば第何区かも○を付けてください）

- 1 上富（1区・2区・3区）
2 北永井（1区・2区・3区）
3 藤久保（1区・2区・3区・4区・5区・6区）
4 竹間沢
5 みよし台

■世帯構成を教えてください。

- 1 一人暮らし 2 夫婦のみ 3 親・子・孫の3世代
4 親との2世代同居
5 子との2世代同居 ——> お子様は成人されていますか？ はい ・ いいえ
6 その他（ ）

■今後も三芳町に住み続けたいですか？ はい ・ いいえ ・ わからない

アンケートは以上です。この用紙を同封の返信用封筒に入れて、ポストに投函してください。ご協力ありがとうございました。

(2) 地域福祉懇談会実施結果

◎実施日・参加者数

平成27年12月 6日(日)

第1部 藤久保5区・6区にお住まいの人	12名		
第2部 北永井地区にお住まいの人	21名		
第3部 上富地区にお住まいの人	11名	合計	44名

平成27年12月13日(日)

第1部 藤久保2区・3区にお住まいの人	12名		
第2部 竹間沢・みよし台地区にお住まいの人	20名		
第3部 藤久保1区・4区にお住まいの人	17名	合計	49名

◎懇談会での主な意見(抜粋)

地域のよいところ	私たちにできること
<ul style="list-style-type: none"> ・森や緑(自然環境)に恵まれている ・地区のまとまりがよい ・サロンに多くの人参加している ・昔からの行事が残っている ・買い物が便利 ・広報誌が魅力的 ・伝統芸能が残っている 	<ul style="list-style-type: none"> ・話し相手・勉強を教えるなど出来る範囲での活動 ・車の運転、料理の手伝いなど特技を活かした活動 ・地域行事やサロン等へのお誘い ・地域の人との情報交換・情報伝達 ・気軽に声をかけあう ・困っている人に声かけ ・高齢者の見守り
生活の困りごと・生活に望むこと	社会資源の活用・創造
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会入会率が悪い ・空き家問題 ・空き家を活用させてほしい ・情報が伝わりにくい ・交通網が悪い ・若者の地域参加が少ない ・高齢化が心配 ・地域での居場所がほしい ・相談場所が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の活用 ・公民館の活用 ・集会所の活用 ・車のシェア ・福祉新聞の活用 ・ふれあい・いきいきサロン ・家庭菜園の提供 ・休耕畑の提供 ・地域包括ケアセンターの活用 ・社会福祉協議会の活用

2 策定経過

開催日・実施時期	主な内容	備考
H27. 4.28 第1回審議会・委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 地域福祉活動計画策定趣旨確認 ・ 計画策定の方法について 	委員 11名出席
H27. 6. 2 第2回審議会・委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 策定スケジュールの目安について ・ ニーズ調査の骨格について 	委員 12名出席
H27. 7.14 第3回審議会・委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域統計確認 ・ ニーズ調査票素案協議 	委員 12名出席
H27. 8月	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケートによるニーズ調査 	回収 871件
H27.11.13 第4回審議会・委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニーズ調査状況中間報告 ・ 地域福祉懇談会の内容について 	委員 11名出席
H27.12.6 / 13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉懇談会 	参加 93名
H28. 1.29 第5回審議会・委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート分析結果について ・ 地域福祉懇談会実施報告 ・ 計画素案審議 ・ パブリックコメントについて 	委員 10名出席
H28. 2.23～ 平成28. 3. 23	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメント 	
H28. 3.30 第6回審議会・委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの結果について ・ 計画素案審議 ・ 計画の進行管理及び評価について ・ 答申 	委員 9名出席

3 審議会・委員会設置条例・規程

◎三芳町福祉計画策定審議会設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、三芳町福祉計画策定審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の福祉計画の策定に関し必要な調査及び審議を行うため、三芳町福祉計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 住民代表
- (3) 医師
- (4) 社会福祉施設長
- (5) 社会福祉協議会事務局長

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年条例第10号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年条例第11号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第14号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第23号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第35号）抄
（施行期日）

第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第5号）抄
（施行期日）

52 第1条 この条例は、平成23年5月1日から施行する。

◎地域福祉活動計画策定委員会設置規程

(目的及び設置)

第1条 社会福祉法人三芳町社会福祉協議会(以下「社協」という。)が取り組むべき地域福祉活動計画の策定及び、策定後の計画の推進状況を評価することを目的として、三芳町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員)

第2条 委員会の委員(以下「委員」という。)は20名以内をもって組織する。

2 委員は、住民、福祉保健活動を行う者、社会福祉事業に従事する者、行政機関、学識経験者、その他会長が必要と認める者の中から会長が委嘱する。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) 計画の推進状況の評価に関すること
- (3) その他計画の策定、推進に必要な事項に関すること

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は会務を統括する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 委員長は、必要に応じて会議の議事に関係のある委員以外の者の出席、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社協事務局において処理する。

(委任)

第8条 この規定に定めるもののほか、委員会に必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

4 福祉計画策定審議会・地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

選出区分	氏名	役職	備考
住民代表	日下部 辰男	会長・委員長 (平成27年11月13日より)	平成27年11月12日まで 副会長・副委員長
医師会	安田 福輝	委員	福祉計画策定審議会委員のみ委嘱
福祉施設	宮内 賢司	会長・委員長 (平成27年 9月24日まで)	平成27年9月24日で退任
学識経験者	坪井 真	委員・アドバイザー	
住民代表	小林 けい子	委員	
住民代表	小川 榮治	委員	
住民代表	中山 四郎	委員	福祉計画策定審議会委員のみ委嘱
住民代表	大貫 豊彦	委員	福祉計画策定審議会委員のみ委嘱
住民代表	矢部 リウ子	委員	
公募住民	福島 都久子	委員	
公募住民	鹿沼 さつき	副会長・副委員長 (平成27年11月13日より)	
公募住民	竹内 恵子	委員	
社協事務局長	石森 勉	委員	福祉計画策定審議会委員のみ委嘱

5 諮問書

三芳福発第 103号
平成27年4月28日

三芳町福祉計画策定審議会会長 様

三芳町長 林 伊佐雄

三芳町福祉計画の策定について(諮問)

三芳町地域福祉計画の策定に関し必要な調査及び審査について諮問します。

三芳社協発第 95号
平成27年4月28日

三芳町地域福祉活動計画策定委員会
委員長 宮内 賢司 様

社会福祉法人
三芳町社会福祉協議会
会長 篠原 拓平

第2次三芳町地域福祉活動計画策定について (諮問)

三芳町社会福祉協議会は、地域福祉を推進する団体として、地域住民による福祉活動の支援や環境整備を行っております。

地域住民による福祉活動は、第1次三芳町地域福祉活動計画に沿い、着実に広がってきておりますが、地域福祉を取り巻く状況は刻一刻と変化し、福祉ニーズはさらに多様になっています。

つきまして、三芳町民による地域福祉活動のさらなる発展、三芳町の地域福祉課題の解決のため、第2次三芳町地域福祉活動計画策定について諮問いたしますので、貴委員会にてご協議いただきますようお願い申し上げます。

6 答申書

平成28年3月30日

三芳町長 林 伊佐雄 様

三芳町福祉計画策定審議
会
会 長 日下部 辰
男

三芳町福祉計画の策定について（答申）

平成27年4月28日付、三芳福発第103号にて諮問のあった三芳町福祉計画の策定について、審議会として審議検討を重ねた結果、別添三芳町地域福祉計画のとおり、ここに答申いたします。

なお、本計画の推進にあたっては、地域福祉の一層の充実を図るため、三芳町の最上位計画である「三芳町第5次総合計画」をはじめとする保健・医療・福祉・教育に関わる各種計画、更に国、県の諸施策との整合性を図りつつ、町民が安心して生き生きと生活できるよう、自助・共助・公助が協力しあい、一人ひとりが自立した生活を送ることができるまちづくりに向けて努力されることを望みます。

平成28年3月30日

社会福祉法人三芳町社会福祉協議会
会 長 篠 原 拓 平 様

三芳町地域福祉活動計画策定委員
会
委員長 日 下 部 辰 男

第2次三芳町地域福祉活動計画策定について（答申）

平成27年4月28日付、三芳社協発第95号をもって諮問のありました、三芳町地域福祉活動計画策定について慎重に審議した結果、別添のとおり計画を策定いたしましたので答申いたします。

尚、計画の実行にあたり、本計画が広く地域に浸透し、より活発な地域福祉活動の推進のため、社会福祉協議会の役割を果たされるようお願い申し上げます。

三芳町地域福祉計画
第2次三芳町地域福祉活動計画
(平成28年度～平成32年度)

発行年 : 平成28年3月

発行(事務局):

三芳町

〒354-8555 三芳町大字藤久保1100番地1

TEL 049-258-0019

FAX 049-274-1051

URL <https://www.town.saitama-miyoshi.lg.jp/>

社会福祉法人三芳町社会福祉協議会

〒354-0041 三芳町大字藤久保185番地4

TEL 049-258-0122

FAX 049-258-0180

URL <http://www.miyoshi-shakyo.or.jp/>

